



2017年5月23日

各位

会社名 日本精工株式会社
代表者名 代表執行役社長 内山 俊弘
(コード：6471 東証第一部)
問合せ先 執行役常務 CSR 本部長
池村 幸雄
(TEL 代表 03-3779-7111)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、2008年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年6月24日開催の当社定時株主総会及び2014年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策を継続しました（2014年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続した対応策を、以下「旧プラン」といいます。）。旧プランは、本年6月23日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランの一部を変更した上で、下記Ⅲ.記載の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議しましたので、以下のとおりお知らせします。

本プランにおける旧プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- ・ 大量買付ルール(下記Ⅲ.2.(1)において定義されます。)の迅速な運用が確保されるよう、当社取締役会が大量買付者（下記Ⅲ.2.(2)において定義されます。）に対して情報提供を求める期間の上限を設定することとし、その上限を当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リスト（下記Ⅲ.2.(3)イ.において定義されます。）を交付した日から60日間としました。また、延長する場合も当初設定した期間を含み最長90日間に限定しました。
- ・ 大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、取締役会評価期間（下記Ⅲ.2.(3)ウ.において定義されます。）の延長が一度に限られる旨を明確化しました。
- ・ 当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しました。当社取締役会が対抗措置の発動の是非等を判断するに当たっては、事前に独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の委員は、独立社外取締役その他独立性が認められる社外者等の中から選任しますが、本プラン導入時の独立委員会委員の候補者は、別紙5に記載のとおりです。
- ・ 独立委員会の設置に伴い、独立委員会の構成、職務及び権限、並びに運営等の透明性を確保するため、独立委員会規則を制定することとしました。独立委員会規則の概要は、別紙4に記載のとおりです。

本日開催の当社取締役会における決議は、東京証券取引所に対し当社の独立役員として届け出ている社外取締役4名を含む取締役12名全員一致によりなされています。

なお、2017年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおりです。また、当社取締役会は、現時点において、特定の第三者から本プランの対象となる買付行為を行う旨の提案を受けていません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

1. 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社グループは、創立 100 周年を契機に策定した「NSK ビジョン 2026 (あたらしい動きをつくる。)」の下、新たに 2016 年度から 2018 年度までの第 5 次中期経営計画をスタートさせました。この中期経営計画では、「次の 100 年に向けた進化のスタート」をスローガンとし、「オペレーショナル・エクセレンス (競争力の不断の追求)」と「イノベーション & チャレンジ (あたらしい価値の創造)」を方針に据えて、持続的成長、収益基盤の再構築、新成長領域確立の 3 つの経営課題に取り組んでいます。

なお、「オペレーショナル・エクセレンス (競争力の不断の追求)」の施策として、

- ・事業の競争力の追求
- ・効率経営の追求
- ・人づくり、モノづくり

「イノベーション & チャレンジ (あたらしい価値の創造)」の施策としては、

- ・次の成長への種まき
- ・モノづくりの革新
- ・新商品、新領域技術の開発

を推進しています。

当社グループは、当事業を通じ機械製品のエネルギーロスを削減することで、地球環境の保全と持続可能な社会の発展に向けた貢献を果たすために、環境経営のレベルアップ

に取り組んでいます。

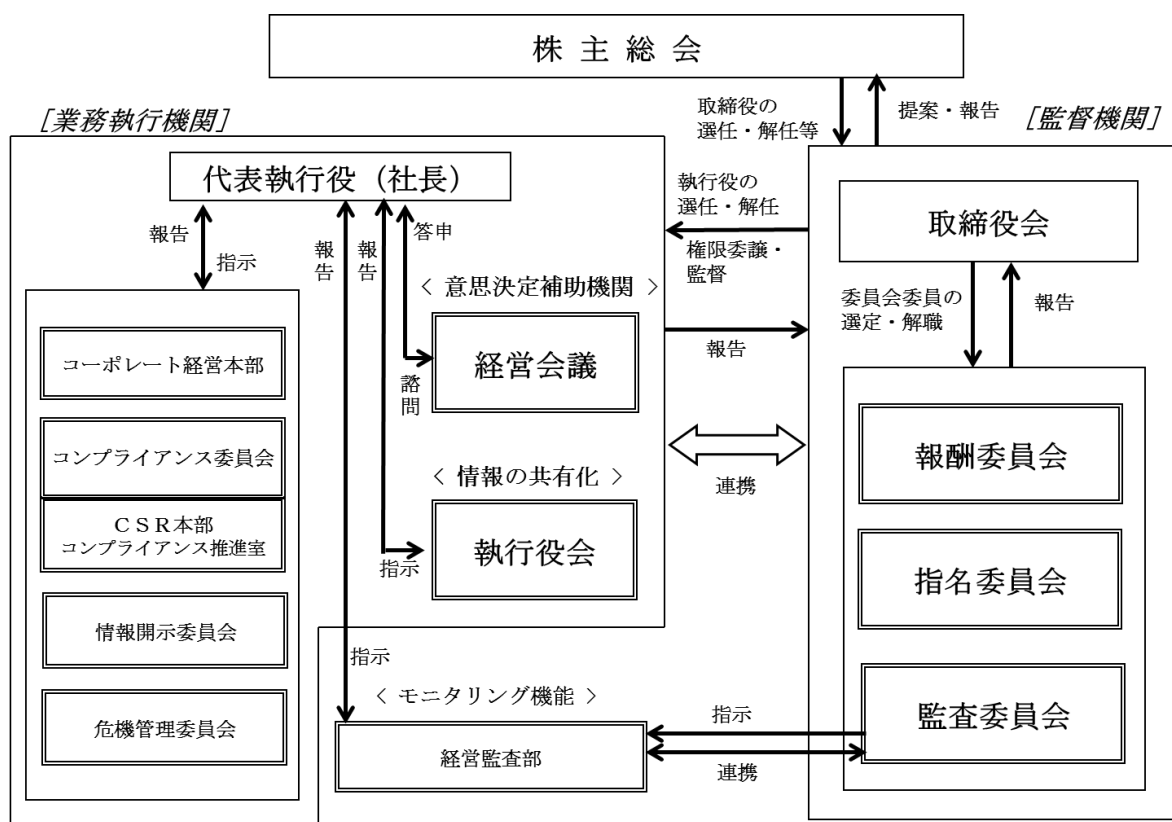
また、関連法令を遵守するとともに社会の一員としての高い倫理観を持って行動することで、顧客や地域社会等の様々なステークホルダーから信頼される企業として発展し続けることを目指しており、コンプライアンス強化の取り組みとして更なる体制・制度の整備、教育・啓発の徹底を図っています。

2. コーポレートガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、持続的に向上させるため、経営に関する意思決定の透明性と健全性の向上に積極的に取り組んできました。2004年に当時の委員会等設置会社に移行する以前から、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘及び任意の報酬委員会・監査委員会の設置をしてきました。現在、当社は指名委員会等設置会社であり、指名・監査・報酬の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、経営に関する意思決定の透明性と健全性の確保に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については、4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制体制は、次のとおりです。



Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プラン導入の目的及び必要性

当社は、上記Ⅱ. 記載のとおり、第5次中期経営計画において、「オペレーショナル・エクセレンス（競争力の不断の追求）」と「イノベーション&チャレンジ（あたらしい価値の創造）」の方針の下、中長期的な企業価値向上に向けて、持続的成長、収益基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいます。

当社は、上場会社であるため、当社の株式は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されず、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。

そして、当社が株式の大量の買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、当社グループと当社グループの様々なステークホルダーとの相互関係及び当社グループの使命（上記Ⅰ. 参照）、並びに、中長期的な企業価値向上への取り組み、コーポレートガバナンスに関する取り組み等を踏まえた当社の企業価値と、株式の大量の買付行為の具体的な条件・方法等を踏まえた株式の大量の買付行為の提案の内容とを、それぞれ十分に理解された上で、当該株式の大量の買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、短期間では困難であると考えられます。また、株式の大量の買付行為の中には、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものがあります。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な株式の大量の買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前に情報開示や熟慮のための機会を法的に確保することができず、また、市場内での買い集め行為を法的に制限することができない等、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられないと考えられます。

そこで、当社は、株式の大量の買付行為の提案がなされた場合、当該提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断を行うことができるようにし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう株式の大量の買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるため、本プランを導入します。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記(2)において定義されます。）が大量買付行為（下記(2)において定義されます。）を行うに当たり、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従うことを要請するとともに、大量買付ルールに従わない大量買付行為がなされる場合や、大量買付ルールに従った場合であっても一定の場合には、当社取締役会または当社株主総会の決議に基づいて、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権無償割当てを行うものです。本プランに係る手続の流れの概要につきましては、別紙2をご参照ください。また、本プランに関して

は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上の観点から、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの骨子につきましては、別紙3をご参照ください。

(2) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
 - (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）
- を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下同じとします。）または、
 - (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計
- を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(3) 大量買付ルールの設定

ア. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、大量買付ルールに従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

意向表明書には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(ア)大量買付者の概要

- ① 氏名または名称及び住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位 10 名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(イ)大量買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前 60 日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ)大量買付者が提案する大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注 4）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合には、その全てを記載していただきます。）を含みます。)

(エ)大量買付ルールに従う旨の誓約

注 4：重要提案行為等とは、金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。

イ. 本必要情報の提供

上記ア. の意向表明書をご提出いただいた場合には、大量買付者には、以下の手順に従い、当社代表執行役社長宛に、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書受領後 10 営業日（注 5）（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき本必要情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付しますので、大量買付者には、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表執行役社長宛に提供していただきます。

注 5：営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、

当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

なお、大量買付ルール of 迅速な運用が確保されるよう、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日から 60 日（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）を経過しても当社が求める情報が提供されない場合には、その時点で当社取締役会は、本必要情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、下記ウ. 記載の当社取締役会による評価、検討等を開始します。但し、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、または大量買付行為の内容及び態様等、本必要情報の提供状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。他方、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が本必要情報として十分であり、本必要情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、本必要情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、下記ウ. 記載の当社取締役会による評価、検討等を開始します。また、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大量買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

以下の各項目に関する情報は、原則として、本必要情報リストの一部に含まれるものとしますが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に定めるものとします。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。なお、当社取締役会は、大量買付者が本必要情報リストに含まれる情報の一部を提供することができないことのみをもって、直ちに対抗措置を発動するものではありませんが、情報不提供の程度及び理由によっては、大量買付ルールを遵守しない場合（下記(4)イ. 参照）に該当すると判断して、対抗措置を発動することがあります。

- ① 大量買付者及びそのグループ会社等（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的及び内容（大量買付行為の買付対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。）、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為の買付対価の算定根拠及びその支払いのための資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その種類、相手方、対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の内容
- ⑤ 純投資または政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為完了

後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性

- ⑥ 支配権取得または経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為完了後に予定している当社及び当社グループ会社に係る経営者候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
- ⑦ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合、または大量買付行為完了後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑧ 当社及び当社グループ会社の顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑨ 大量買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

なお、当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報（本必要情報リストにより提供を求めた情報のうち大量買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じとします。）が、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

ウ. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供完了後または情報提供要請期間満了後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、最長 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最長 90 日間（その他の大量買付行為の場合）（いずれの場合も初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見を取りまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役全員（但し、法令上決議に参加できない取締役及びやむを得ない事由（取締役の重度の病気、交通機関の事故、天災地変等の不可抗力等やむを得ない事情による場合に限り）により当該取締役会決議に参加できない取締役を除きます。以下同じとします。）が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長 30 日間（初日不算入）延長できるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長することを決議した場合には、速やかに、延長が必要とされる理由及び延長する期間を大量買付者に対して通知するとともに、公表します。

取締役会評価期間は、当社取締役会が、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付者による本必要情報の提

供が完了した旨決議した日または情報提供要請期間が満了した日の翌日から開始します。当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した旨決議した場合または情報提供要請期間が満了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表します。

大量買付行為は、取締役会評価期間満了後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価、検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 対抗措置の発動

ア. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。また、当社取締役会は、当該大量買付行為が次のいずれかの類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株券等の取得を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高

価売り抜けをすることにある場合

- ⑤ 大量買付者の提案する買収の方法が、強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株式の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの条件を不利に設定しもしくは明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）に代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

イ. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。

但し、当社取締役会が、大量買付者による大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

(5) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(4)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後 60 日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。但し、当社取締役会は、当該株主総会において株主の皆様にご判断いただくための情報に関し、重要な変更が発生した場合には、当該株主総会のための基準日を設定した後であっても、当該基準日の変更、及び当該株主総会の開催の延期もしくは中止をすることができるものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会の終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。なお、大量買付者が株主総会の終結の時までに大量買付行為を開始したときは、当社取締役会は、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

上記にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であり、対抗措置を発動することが適切ではないと合理的に判断する場合には、株主総会を開催しないことができます。この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動しません。

(6) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

ア. 独立委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則（その概要は別紙4に記載のとおりです。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、独立社外取締役その他独立性が認められる弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。なお、本プラン導入時の独立委員会委員の各候補者の氏名及び略歴は、別紙5をご参照ください。

イ. 対抗措置の発動手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、対抗措置の発動に係る当社取締役会の決議は、当社取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容、当該大量買付行為が当社の企業価値については株主の皆様との共同の利益に与える影響、並びに、対抗措置の相当性などを評価、検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ. 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が本必要情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(7) 対抗措置の内容

当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。かかる新株予約権無償割当てに係る新株予約権（以下「本新株予約権」といい

ます。)の概要は、別紙6に記載のとおりとします。

(8) 対抗措置の発動の中止または撤回について

当社取締役会または当社株主総会において対抗措置の発動が決議された後、

- ① 大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、
- ② 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、

当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①または②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

但し、本新株予約権の無償割当ての割当期日（別紙6第1項において定義されます。以下同じとします。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止または撤回されないものとします。

3. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社取締役会または当社株主総会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が新株予約権無償割当ての方法により割り当てられます。株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

なお、当社は、上記2.(8)に記載のとおり、当社取締役会または当社株主総会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の

無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されることはありません。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

もともと、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります（但し、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができることと定めた場合において、当社が取得の手続を取り、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様へ当社普通株式を交付する場合を除きます。）。

4. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主の皆様が非適格者（別紙 6 第 6 項において定義されます。以下同じとします。）でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数の当社普通株式の発行を受けることとなります。

(3) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付した本新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社が所定の手続を取れば、取得の対象とされた本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

(4) その他

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会の決議が行われた後、当社取締役会から株主の皆様に対して公表または通知しますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの適用開始と有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(2020年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、法令の新設または改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様にも不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正することができるものとします。

当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 本プランが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大量買付行為の提案に応じるか否か、あるいは対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案を諮り、かかる議案が承認されることを条件として、本プランを導入することを決議しています。

また、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するため株主総会を開催し、大量買付行為に対して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催し、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

さらに、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 対抗措置の発動における取締役会による判断が恣意的に行われなことを担保するための仕組みの確保

ア. 独立委員会の設置

上記 2. (6)に記載のとおり、当社は、本プランにおいて、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしています。これにより、当社取締役会による本プランの運用ないし対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

イ. 取締役会における全会一致の決議

大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、上記 2. (6)に記載のとおり、社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととされており、対抗措置の発動における当社取締役会による判断が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

ウ. ガイドラインの制定

当社は、上記 2. (1)に記載のとおり、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めたガイドラインを制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。ガイドラインの骨子につきましては、別紙 3 をご参照ください。

(5) 合理的かつ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本プランは、上記 2. (4)乃至(6)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 5. に記載のとおり、本プランは、当社取締役会の決議によりいつでも廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過

半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなり (当社定款第 21 条第 1 項)、いわゆるスローハンド型の買収防衛策 (取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策) ではありません。

大株主の状況

2017年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37,893	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27,727	5.22
明治安田生命保険相互会社	27,626	5.20
富国生命保険相互会社	27,600	5.19
日本生命保険相互会社	27,518	5.18
株式会社みずほ銀行	18,211	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709	2.01
トヨタ自動車株式会社	10,000	1.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,675	1.63
日本精工取引先持株会	7,708	1.45

注 1：持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。

注 2：持株比率は自己株式(20,352,518株)を控除して計算しています。

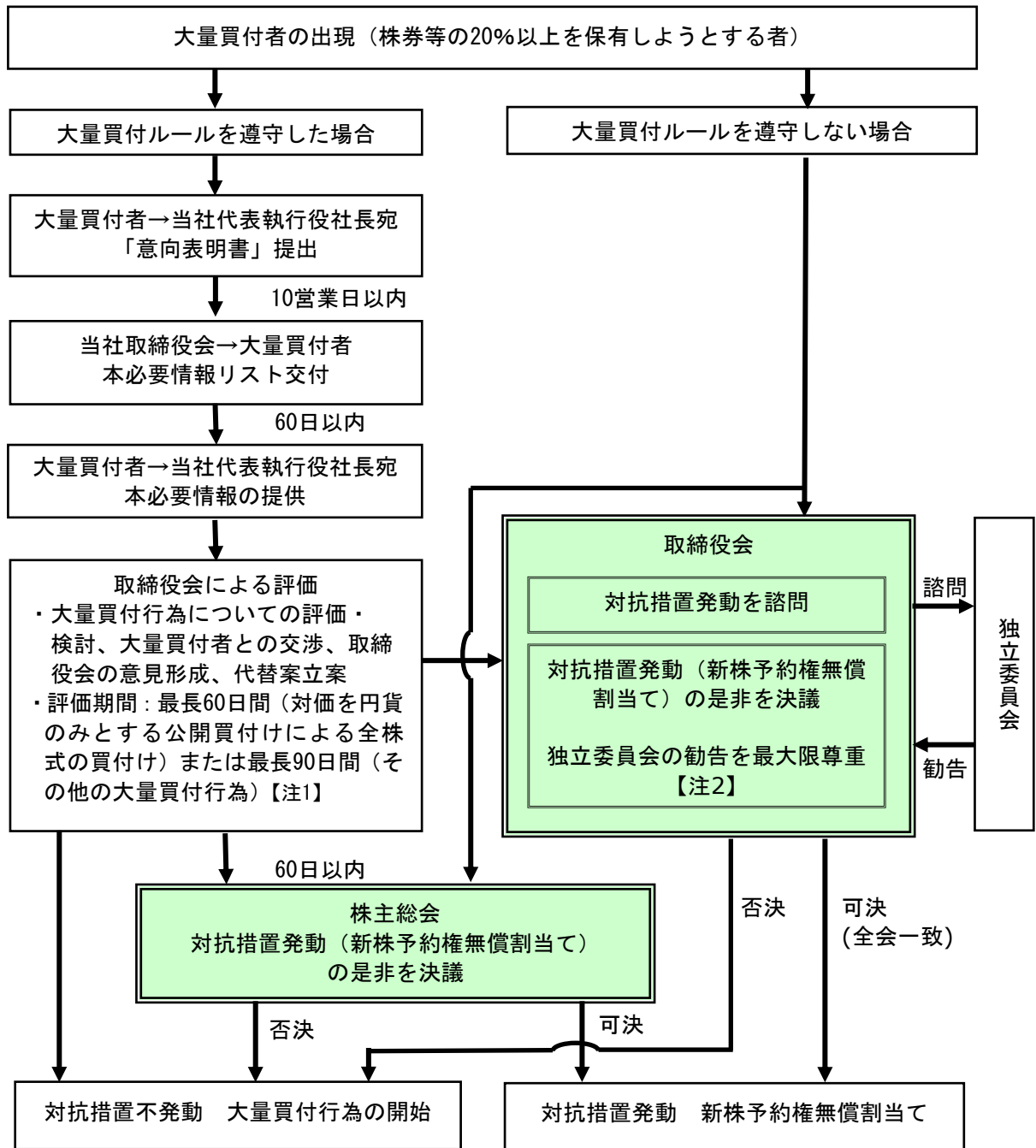
注 3：自己株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式 2,073,830株を含めていません。

ご参考(2017年3月31日現在)

発行可能株式総数	1,700,000,000株
発行済株式の総数	530,915,586株
株主数	25,325名

注：発行済株式の総数は自己株式(20,352,518株)を除いています。

本プランに係る手続の流れの概要



【注1】 但し、**独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議**により、最長30日間延長される場合があります（延長は一度に限ります。）。

【注2】 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動に係る決定は、**独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議**によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為がⅢ. 2. (4) ア. 記載の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合

【注1】 及び【注2】を除く当社取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しています（別紙3ご参照）。

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

大量買付行為への対応に関するガイドライン骨子

1. 目的

本ガイドラインは、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定め、もって本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的とする。

2. 独立委員会

独立委員会は、取締役会の決議により設置する。独立委員会の委員に関する事項及び独立委員会が従うべき手続その他の事項については、取締役会が別途定める独立委員会規則で定めるものとする。

3. 意向表明書の受領等

取締役会は、意向表明書を受領した場合には、速やかに、意向表明書に記載すべき事項が十分に記載されているかを客観的合理的に判断する。

4. 本必要情報リストの作成、大量買付者からの情報の受領

- ① 取締役会は、本必要情報リストの作成に当たっては、大量買付行為の内容及び態様並びに大量買付者の属性等に応じて、大量買付行為に応じるべきか否かの株主の判断及び大量買付行為に対する取締役会の評価・検討・意見形成・協議・交渉・代替案作成のために必要かつ十分であるか否かという観点から、本必要情報の項目及び範囲を客観的合理的に定める。
- ② 取締役会は、大量買付者から情報を受領した場合には、当該情報が本必要情報として十分であるか否かを客観的合理的に判断する。

5. 取締役会評価期間の設定

取締役会は、情報提供要請期間が満了した日または本必要情報の提供が完了したと決議した日の翌日から取締役会の評価・検討・意見形成・協議・交渉・代替案作成のために必要かつ十分であると客観的合理的に判断する範囲で、最長 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最長 90 日間（その他の大量買付行為の場合）（いずれの場合も初日不算入）の取締役会評価期間を設定する。但し、取締役会は、当初設定した取締役会評価期間内に取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由があると客観的合理的に判断する場合には、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、最長 30 日間（初日不算入）の範囲内で客観的合理的に必要な限度において取締役会評価期間の延長を決議する。

6. 対抗措置の発動

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合の手続

- ① 取締役会は、大量買付行為の目的・方法等を総合的に考慮・検討の上、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると客観的合理的に判断する場合には、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、株主総会を開催し対抗措置を発動することの是非について株主の判断に委ねるべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。
- ② 取締役会は、大量買付行為の目的・方法等を総合的に考慮・検討の上、大量買付行為が濫用的買収類型（本プランⅢ.2.(4)ア.①乃至⑤参照）に該当し、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると客観的合理的に判断する場合には、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、取締役会決議により対抗措置を発動すべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。

(2) 大量買付者が大量買付ルールに違反した場合の手続

- ① 取締役会は、違反の程度、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益へ与える影響等、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、取締役会決議により対抗措置を発動すべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。
- ② 取締役会は、株主総会開催のための時間的猶予の有無、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益へ与える影響等、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、株主総会を開催し対抗措置を発動することの是非について株主の判断に委ねるべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。

(3) 独立委員会に対する諮問及び独立委員会の勧告

取締役会は、上記(1)及び(2)記載の対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとする。但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従う。

7. 判断・検討プロセス

- ① 各取締役は、本プランに係る手続において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、善管注意義務を尽くしてその職務を遂行するように努める。
- ② 本プランに係る手続における判断・検討の際には、取締役会は、当該判断・検討に必要なかつ十分な資料その他の情報の収集・調査を行い、それらの結果である客観的資料その他の客観的な情報に基づいて判断するように努める。
- ③ 取締役会は、本プランに係る手続において、別途の定めある場合のほか、必要に応じて外部専門家等の助言を得る。
- ④ 取締役会は、本プランに係る手続に関して決議を行うに際しては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役が存在しないことの確認をあらかじめ十分に行う。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会の委員（以下「委員」という。）は、3名以上とし、独立社外取締役その他独立性が認められる弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとする。
3. 委員の任期は、取締役会がその者を委員に選任しその者が委員への就任を承諾した時または本プランの導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。
4. 委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性及び中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
5. 独立委員会の招集は、各取締役または各委員が行うものとする。
6. 各委員の互選により、独立委員会の議長1名を選定するものとする。
7. 独立委員会の決議は、原則として委員全員（但し、独立委員会の決議について特別の利害関係を有する委員を除く。）が出席（電話会議システム、テレビ会議システム、Web会議システムその他の出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる電磁的な方法による遠隔地からの出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由（委員の重度の病気、交通機関の事故、天災地変等の不可抗力等やむを得ない事情による場合に限る。）がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
8. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする。但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従う。なお、取締役会は、本勧告と異なる判断をする場合には、当該判断の内容及び当該判断に至った理由を株主及び投資家に対して説明するものとする。
 - (1) 取締役会評価期間の延長の是非
 - (2) 対抗措置の発動の是非
 - (3) 発動した対抗措置の維持の是非
 - (4) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
9. 独立委員会は、取締役会より、取締役会が大量買付ルールに基づく手続の過程及び諮問事項の検討に際して使用または検討した資料及び情報の全ての提供を受ける。
10. 独立委員会は、諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し、または取締役会に対して収集を要請することができる。また、独立委員会は、取締役、執行役または従業員その他必要と認める者を独立委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。

11. 独立委員会は、取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担する。

独立委員会委員の各候補者の氏名及び略歴

【氏名】 釜 和明 (かま かずあき)

1948年12月26日生

【略歴】 1971年7月 石川島播磨重工業(株)(現(株)IHI)入社
 2004年6月 同社執行役員 財務部長
 2005年4月 同社常務執行役員 財務部長
 2005年6月 同社取締役 常務執行役員 財務部長
 2007年4月 同社代表取締役社長 最高経営執行責任者
 2012年4月 同社代表取締役会長
 2014年6月 当社取締役(現)
 報酬委員会委員
 2016年4月 (株)IHI取締役
 2016年6月 同社相談役
 当社指名委員会委員
 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)IHI相談役・極東貿易(株)社外取締役・コニカミノルタ(株)社外取締役・住友生命保険(相)社外取締役

【氏名】 田井 一郎 (たい いちろう)

1948年11月16日生

【略歴】 1976年4月 東京芝浦電気(株)(現(株)東芝)入社
 2003年6月 同社執行役常務
 2007年6月 同社執行役上席常務
 2008年6月 同社執行役専務
 2009年6月 同社取締役 代表執行役副社長
 2011年6月 同社常任顧問 (2014年6月退任)
 2014年6月 当社取締役(現)
 指名委員会委員(現)
 2015年6月 監査委員会委員
 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

【氏名】 古川 康信 (ふるかわ やすのぶ)

1953年10月11日生

【略歴】 1976年4月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所
1980年9月 公認会計士登録
1999年5月 同監査法人代表社員
2008年8月 同監査法人常務理事
2010年8月 同監査法人経営専務理事(2012年8月退任)
2012年8月 同監査法人シニア・アドバイザー(2014年6月退任)
2015年6月 当社取締役(現)
監査委員会委員長(現)
指名委員会委員
2016年6月 報酬委員会委員
現在に至る

重要な兼職の状況

京成電鉄(株)社外取締役

【氏名】 池田 輝彦 (いけだ てるひこ)

1946年12月5日生

【略歴】 1969年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行
1996年6月 同行取締役支店部長
1998年4月 同行常務取締役
2001年5月 同行専務取締役
2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)取締役副頭取
(2004年4月退任)
2004年4月 みずほ信託銀行(株)顧問
2004年6月 同行取締役社長
2008年6月 同行取締役会長
2010年6月 同行顧問(現)
2015年6月 当社取締役
報酬委員会委員長
現在に至る

重要な兼職の状況

みずほ信託銀行(株)顧問・サッポロホールディングス(株)社外取締役

【氏名】 阿南 剛 (あなん ごう)

1977年3月20日生

【略歴】 2001年10月 弁護士登録
森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所
2007年4月 末吉綜合法律事務所(現潮見坂綜合法律事務所)開設
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当対象株主及びその発行条件

当社取締役会または当社株主総会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで本新株予約権を割り当てるものとします。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 株主に割り当てる本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。当社取締役会または当社株主総会は、複数回にわたり本新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会または当社株主総会が別途定める額とします。

5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（注3）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

7. 当社による本新株予約権の取得の条件

当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

8. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

注1：当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%

以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2：公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注3：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

<ご参考>

本プレスリリースにつきましては、当社ウェブサイト (<http://www.nsk.com/investors/>) において、英語訳文を掲載しています。

英語訳文は、あくまで便宜のためのみに作成されたものであり、当社は、英語訳文の内容が日本語文の訳文として完全であることや正確であることを何ら表明・保証するものではなく、また、英語訳文は何らかの判断の根拠にして頂くために作成されたものでもありません。

なお、日本語文と英語訳文との間に何らかの差異が存在する場合には、日本語文が優先するものとします。また、英語訳文は、当社の株式の購入または売却を勧誘または推奨するために作成されたものではないことに、ご留意ください。